

町営住宅の入居者を募集します



受付期間・場所 3月28日まで（土日祝日を除く）の「午前8時30分～午後5時まで」建設課又は各支所

抽選会 4月11日 午前10時（時間厳守）役場本庁舎（必ず印鑑を持参のうえ出席）

入居資格（全住宅共通） ①住宅に困窮していること（※持ち家を有している方は、申込できません）
②町税等滞納していないこと ③申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと ④入居者全員の月額所得（所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額）が基準の金額を超えないこと ※月額所得の金額については、下表入居資格（ア）のとおりです。

申込時提出書類（全住宅共通） ①入居申込書兼同意書 ②住民票（入居者全員） ③所得証明書（入居者全員。無職であっても提出） ④納税証明書（納税義務者全員）※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書は省略できます。

	団地名、場所、建設年度、間取り、家賃（月額）等	入居資格
町営住宅	■牧野団地（牧野）1戸 昭和54年度建設 3DK 家賃10,100円～19,900円 共益費あり・駐車場代あり	ア 同居しようとする親族があり基準の所得を超えないこと（ただし、月額所得が、一般世帯は158,000円以下、高齢者・障がい者・小学校に入るまでの子どもがいる世帯は214,000円以下であること） イ 単身入居の場合は、60歳以上の方、障がい者、生活保護者等。
	■今団地（今）2戸 昭和61年度建設 3DK 家賃13,900円～25,900円 共益費なし・駐車場代なし	
	■馬見原団地（馬見原）1戸 昭和52年度建設 3DK 家賃12,500円～17,500円 共益費なし・駐車場代なし	
特定公共賃貸住宅	■そよ風ハイツ（柏）1戸 平成8年度建設 3DK 家賃30,000円 共益費あり・駐車場代あり	ア 月額所得が158,000円以上259,000円（居住の安定を図る必要があると町長が認める者については、487,000円）以下であること。 イ 同居しようとする親族があること。 ウ 町内に住所又は勤務場所もしくは事業場を有するもの。
	■大久保団地（菅尾）3戸 平成13年度建設 3LDK 家賃38,000円 共益費あり・駐車場代あり	

空室の入居促進を図るために、応募者がなかった住宅については、入居者が決まるまで毎月募集を行います。詳しいことにつきましては、町ホームページ又は建設課までお問合せください。

問合せ 建設課 ☎72-1145

山都交通 乗務員募集



「有限責任事業組合 山都交通」では、乗務員を募集しています。

応募条件等
【年齢】・制限なし
【資格等】・大型自動車第二種免許（歓迎）
・大型自動車免許（必須）
※いずれかの免許で可

※あなたの力が「地域の力」になります。
ご応募お待ちしております。

問合せ 山都交通 ☎72-3880

勤務条件等
【就業時間】・6:00～19:30（うち7時間）
【給与等】・日給5,200円～8,000円
・その他各種手当あり
・社会保険完備
・日曜祝日は休日、有給休暇あり



戸籍制度が変更され、利用しやすくなりました！



3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、以下のことができるようになりました。

1. 戸籍謄本等の広域交付
2. 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

1. 戸籍謄本等の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書を請求できるようになりました。（広域交付）

広域交付で交付できる証明書の種類と手数料

請求できる証明書	手数料（1通）
戸籍証明書（戸籍謄本）	450円
除籍証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本）	750円

※一部事項証明書、個人事項証明書、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は請求できません。
※戸籍の附票、戸籍諸証明（独身証明書、身分証明書等）は広域交付の対象外です。
※DV等支援措置を受けている方は広域交付の対象外です。

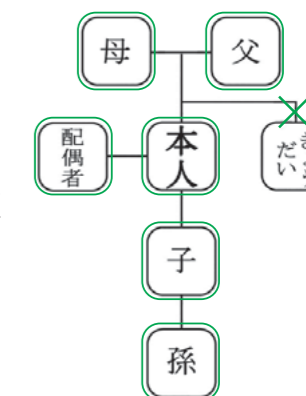
広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）

【注意事項】

- ・戸籍証明書等を請求できる方が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。
- ・郵送や委任状を用いた代理人での請求および第三者請求は、本籍地の市区町村でしか交付できません。
- ・父母の戸籍から除籍されたきょうだいの戸籍証明書は請求できません。

（右図参照）



手続きに必要なもの

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の顔写真付きの身分証明書（1点）の提示が必要です。必ず、本籍地（番地まで）および筆頭者を確認してからお越しください。

また、広域交付については本籍地に照会を行う必要がありますので、交付は翌日以降になる可能性があります。時間に余裕をもってお越しください。

2. 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付（例：婚姻届）が原則不要となります。

制度の詳細は、法務省ホームページをご参照ください。

戸籍法の一部を改正する法律について

検索



問合せ 税務住民課 ☎72-1172